

広島県告示第三百五十六号

平成二十一年広島県告示第七百二十三号（平成二十二年及び平成二十三年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年四月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

五1(二)中「広島県庁舎本館三階財産管理課」を「広島県庁舎本館一階会計総務課」に改める。

五2、十1及び十二中「広島県総務局財務部財産管理課」を「広島県会計管理部会計総務課」に改める。